

〔 増毛町地域おこし協力隊 募集概要 〕

<p>1. 「地域おこし協力隊」制度について</p>	<p>地方自治体が、都市住民を受け入れて、地域おこし活動を委嘱する制度。地域産業の活動支援や農林漁業の応援、住民の生活支援などに従事してもらい、隊員の定住・定着を図る制度。</p> <p>地域おこし協力隊員の報酬等は、国（総務省）から地方自治体へ特別交付税による財政支援がある。</p>
<p>2. 増毛町の地域おこし活動</p>	<p>増毛町地域おこし協力隊設置要綱第2条に定める地域活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域おこし活動（地域の課題やニーズの解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動） (2) 地域産業の振興に関する活動 (3) 移住促進に関する活動 (4) 地域の情報発信に関する活動 (5) 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動 (6) 農林水産業の作業支援 (7) 隊員の特性（知識・技能）を活かした活動 (8) その他町長が必要と認める活動（例：アウトドア等） <p>地域おこし協力隊員の委嘱状況（令和6年4月1日現在）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉支援（女性） R2.1～R6.12（任期特例により延長） ②観光振興支援（女性） R3.7～R7.3（任期特例により延長）
<p>3. 増毛町地域おこし協力隊応募要件</p>	<p>次の条件をすべて満たす方とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢がおおむね満20歳以上、50歳以下の方（性別は問いません） (2) 3大都市圏または都市地域等（過疎法に定める過疎地域以外）から増毛町に住民登録を移し、居住できる方。 (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方 (4) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動する意欲のある方 (5) 心身ともに健康である方 (6) 自家用車を所有している方 (7) パソコンをメールのやり取り等で日常的に利用している方 (8) 任期終了後、増毛町に定住し就業・起業の意思がある方
<p>4. 活動地域・内容</p>	<p>増毛町全域</p> <p>活動に係るプログラムについては、受け入れる部署や団体等と協議して決定します。</p>

<p>5. 雇用形態等</p>	<p>(1) 増毛町会計年度任用職員(増毛町会計年度任用職員取扱規則)に準じた身分とします。</p> <p>(2) 委嘱から令和7年3月31日までとし、その後、業務や活動状況等の評価を行い、1年を超えない範囲において増毛町長が委嘱更新の判断をします。(最長3年)</p>
<p>6. 勤務時間</p>	<p>(1) 原則週5日勤務</p> <p>(2) 勤務時間 原則38時間30分 ※活動内容により時間外及び休日等に勤務を要することがありますが、この場合は代休による対応となります。</p> <p>(3) 年次有給休暇は、増毛町会計年度任用職員に準ずるものとします。</p>
<p>7. 報酬・福利厚生等</p>	<p>(1) 報酬:月額 200,000円～250,000円以内 (職歴等を加味して決定します。) (報酬から社会保険料等が控除されます。)</p> <p>(2) 期末手当あり</p> <p>(3) 車輜借上料:月額 20,000円(燃料代含む)</p> <p>(4) 社会保険・雇用保険に加入します。</p> <p>(5) 指定住居(別荘地区または舎熊地区)の無料貸出し (光熱水費は自己負担となり、他の住宅を借りる場合の家賃については自己負担となります。)</p>
<p>8. 応募手続き等</p>	<p>(1) 令和6年4月1日～</p> <p>(2) 提出書類(提出された書類は返却しません)</p> <p>① 応募用紙(所定の様式)</p> <p>② 履歴書(市販の履歴書で可・写真添付) ※携帯電話以外のメールアドレスを記入のこと</p> <p>③ 応募動機 ※A4用紙1枚程度(様式任意・パソコン使用可)</p> <p>(3) 申込先 〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町役場 企画財政課企画係 TEL:0164-53-1110 FAX:0164-53-2348 Eメール:kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp</p> <p>(4) 選考日程 第1次選考として書類審査を実施し、合格者を対象に第2次選考の面接試験を実施します。第2次選考のため必要な交通費等は自己負担になります。日程については、別に連絡します。</p>